

新宿区子ども・子育て会議

【設置目的】

新宿区子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、新宿区の子ども・子育て支援施策の推進を図るため、設置する会議体です。

【所掌事務】

子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理します。

- 1 特定教育・保育施設（※1）の利用定員の設定に関する事。
- 2 特定地域型保育事業（※2）の利用定員の設定に関する事。
- 3 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事。
- 4 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

（※1）特定教育・保育施設…認可保育所、認定こども園、幼稚園のことを指します。

（※2）特定地域型保育事業…家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育のことを指します。